

『洗冤集録』卷之一「条例」所載申明遺文筭記

川村 康

宋慈撰、南宋淳祐 7 年（1247）刊『洗冤集録』卷之一「条例」が列挙する驗屍に関する法条 29 箇条のうち、第 25 条から第 29 条を以下に移録する⁽¹⁾。

25 刑統疏。以他物毆人者。杖六十〔見血爲傷。非手足者。其餘皆爲他物。卽兵不用刃。亦是〕。

26 申明刑統。以鞞鞣踢人傷。從官司驗定堅硬。卽從他物。若不堅硬。卽難作他物例。

27 諸保辜者。手足限十日。他物毆傷人者二十日。以刃及湯火三十日。折日折跌肢體及破骨者五十日。限內死者。各依殺人論。諸鬻人者依他物法。辜內墮胎者。墮後別保三十日。仍通本毆傷限。不得過五十日。其在限外。及雖在限內。以他故死者。各依本毆傷法〔他故謂別增餘患而死。假毆人頭傷。風從頭瘡而入。因風致死之類。仍依殺人論。若不因頭瘡得風而死。是爲他故。各依本毆傷法〕。

28 乾道六年尙書省此狀。州縣檢驗之官。並差文官。如有闕官去處。覆檢官方差右選。○本所看詳。檢驗之官。自合依法差文臣。如邊遠小縣委的闕文臣處。覆檢官權差識字武臣。今聲說照用。

29 嘉定十六年二月十八日勅。臣僚奏。檢驗不定要害致命之因。法至嚴矣。而檢覆矢實。則爲覺舉。遂以苟免。欲望睿旨下刑部看詳頒示遵用。刑寺長貳詳議。檢驗不當覺舉。自有見行條法。今檢驗不實。則乃爲覺舉。遂以苟免。今看詳。命官檢驗不實或失當。不許用覺舉原免。餘並依舊法施行。奉聖旨。依。

第 26 条は申明刑統の佚文として指摘されてきた⁽²⁾。第 25 条は鬪訟律 1 条の一部そのまま、同条疏の当該部分とは若干異なる。しかし、刑統は律文の次に「疏」以下に律文を繰り返したうえで「議曰」以下に疏文を記すから、「疏」をただちに衍字とすることはできない。さて佚文が稀見である以上、確言は困難であるが、『宋刑統』卷 24 鬪訟律 54 条附載起請条「准律。誣告人者。各反坐。卽被殺被盜及水火損敗者。亦不得稱疑。雖虛。皆不反坐者。臣等參照。若有囚被殺盜漂焚之後。便故意誣告。別懷挾恨之人。並非猜疑。情在陷害。致官司傷其人者。減所誣罪貳等。未加拷掠者。又減貳等。其非故意挾恨陷害誣告者。准律文處分」が律文を先に掲げて「臣等參照」以下に起請の文章を示すように、律文を先に掲げて「申明刑統」以下に申明の文章を示す体裁の申明刑統はありえよう。そう

であれば、第 25 条と第 26 条はあわせて申明刑統の一箇条を構成することになる。

第 27 条の本文は、鬪訟律 6 条の本文「諸保辜者。手足毆傷人限十日。以他物毆傷人者二十日。以刃及湯火傷人者三十日。折跌支體及破骨者五十日。限内死者。各依殺人論。其在限外。及雖在限内。以他故死者。各依本毆傷法」の____部分と注を略す。「三十日」と「折跌」の間の「折日」は衍字であろう。第 27 条の双行注は、鬪訟律 6 条疏「他故謂別増餘患而死。假毆人頭傷。風從頭瘡而入。因風致死之類。仍依殺人論。若不因頭瘡得風。別因他病而死。是爲他故。各依本毆傷法」から____部分を略す。節略や衍字は『洗冤集録』成書時の産物であろうが、「各依殺人論」と「其在限外」の間の「諸醫人者依他物法。辜内墮胎者。墮後別保三十日。仍通本毆傷限。不得過五十日」は刑統に由来しない。「諸醫人者依他物法」は「他物」をめぐる記述である点で第 26 条と共通する。墮胎の辜限の記述については検討を要するが、第 25 条から第 27 条までがあわせて申明刑統の一箇条を構成すると見るのも不可能とは言えない。

第 28 条は『慶元条法事類』卷 75・刑獄門 5「驗屍」でも「申明／隨勅申明／雜勅」とされるので、慶元勅令格式（慶元 4 年（1198））附属の隨勅申明の一箇条でもある。乾道 6 年（1170）尚書批状に基づく勅令所看詳であるから、淳熙勅令格式（淳熙 4 年（1177））附属の隨勅申明、さらに遡って乾道勅令格式（乾道 6 年）附属の存留照用指揮の一箇条である可能性もある。第 29 条も隨勅申明と見られるが、嘉定 16 年（1223）勅に基づく看詳なので、淳祐勅令格式（淳祐 2 年（1242））附属のものと思われる。淳祐勅令格式の編纂記事では確認できない淳祐隨勅申明の存在を、第 28 条と第 29 条は証明するかもしれない。想像を逞しくすれば、紹興勅令格式（紹興 2 年（1132））附属のものが最後とされる刑統申明が、淳祐勅令格式附属のものとしても編まれたことを、第 25 条から第 27 条は示しうるかもしれない。

(1) 韓健平校注『北京大学図書館蔵元刻本 洗冤集録』湖南科学技術出版社、2019 年、28,30 頁による。

[] 内は双行注。異体字・略体字は正体字としたが、誤刻は正していない。法条の箇条数と番号は楊奉琨校訳『洗冤集録』群衆出版社、2006 年、6-8 頁による。

(2) 滋賀秀三『中国法制史論集：法典と刑罰』創文社、2003 年、146 頁注（36）。申明刑統は刑統を「細部において補足したり解釈上の決疑を与えたりする」もの、隨勅申明は「統降指揮のうち単純に棄てることもできないが一時権誼の措置であつて定法とするには適しないものを、日付のついた単行指令の体裁のままで勅一二編のそれぞれに付属する形に編成したもの」（同書 108,120 頁）。